

(仮称) あつぎの道づくり計画策定に係る意見交換会について

政策等の議題(テーマ) の名称及び検討事項		(仮称)あつぎの道づくり計画策定に係る意見交換会	
開催日時		令和2年 10 月 21 日(水) 午前 10 時から午前 11 時まで	
開催場所		厚木市役所第二庁舎 16 階 会議室A	
出席者数		13 人	
担当課	道路管理課	結果公開日	令和2年 11 月 10 日
会議の経過		1 開会 2 部長あいさつ 3 計画の概要(案)説明 4 意見交換 5 閉会	
1 (仮称)あつぎの道づくり計画策定に関する意見			
	質問・意見の概要	市の考え方	
1	これまでの計画は何年の計画だったのか。	道路整備計画として五箇年での計画を策定してきました。第8次厚木市道路整備三箇年計画については、総合計画との整合を図るため、三箇年での計画期間としています。	
2	今回の計画は 12 年間となっているが、なぜ 12 年間なのか。	第 10 次厚木市総合計画の基本構想が 12 年間のため、上位計画との整合性を図るため、12 年間としました。	
3	道路整備プログラムと道路維持管理計画とは、どのような内容か。	道路整備プログラムは、計画で位置付けている整備箇所を、より具体的な整備手法、整備期間を反映させた実施計画となります。 また、道路維持管理計画は、道路施設の維持に関する実施計画として、橋りょう、トンネル、舗装などの長寿命化に関する計画となります。	
4	交差点の処理能力の向上とはどのようなことなのか。	交差点の交通混雑緩和を図るために、右折レーンや左折レーン等の整備をすることです。	

5	新たな IC へのアクセス利便性の向上とはなにか。	今後、整備が予定されている、厚木秦野道路の(仮称)厚木北IC、(仮称)森の里ICへのアクセス性を向上させるための道路整備となります。
5	スマ報を活用した維持管理とはどのようなことか。	平成 29 年 12 月1日から、厚木市民情報提供システムが開始さて、スマートフォン等のカメラ機能とGPSを利用し、道路の穴ボコや倒木等の情報提供をいただき、迅速な対応をすることです。
6	災害に強い道路空間の形成の無電柱化整備とは何をするのか。	平成 28 年度に、無電柱化の推進に関する法律が施行され、また、平成 30 年には無電柱推進計画が策定されました。神奈川県でも、既に無電柱化推進計画が策定されています。 今後、災害時における避難路としての機能を確保するとともに、安全で快適な歩行空間を計画的の整備することが必要であることから、無電柱化推進計画を策定いたします。
7	道路に関する総合的な計画としての策定となると思うが、是非計画的に事業を進めてもらいたい。	計画に基づき、事業を進めて行きたい。

2 その他の意見	
※計画内容に対する意見ではないことから、意見のみ掲載いたします。	
意見の概要	
1	三田地区の農地では、開発行為に伴い、大型車両が通過するため、道路舗装の損傷が目立つため、大型車両の規制を検討していただきたい。規制することにより、舗装の損傷を軽減でき、道路の維持管理にもなる。
2	意見交換会について、参加できない人に向け、オンラインで開催していただきたい。オンラインでの開催だと、市役所まで来庁することがないため、渋滞対策にもなる。